

新型コロナウイルス感染拡大予防のための個別ガイドライン

令和2年7月10日
神奈川県立青少年センター

1 感染防止のための基本的な考え方

- 青少年センターは劇場、スタジオ、研修室、相談室及び事務室を有し、多くの県民や団体が利用、来場する施設である。
- 当センターで、クラスターが発生した場合、その後何か月も休館せざるを得なり、関係者や関係団体のみならず、他の多くの県民、団体に多大な迷惑が及ぶこととなる。
- そこで、「青少年センターから新たな感染者を出さない。クラスターを発生させない」ことを目的として、公益社団法人全国公立文化施設協会が作成した「劇場、音楽堂等における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」（令和2年5月14日）等を参考にして、県立青少年センターの施設管理者、来場者及び施設利用者等が実施すべき基本的な対策を整理して、ガイドラインとして策定した。
- しかしながら、当センターは上記のとおり複合施設であり、部屋（施設）ごとの利用の仕方が大きく異なることから、各部屋（施設）に焦点を当てた個別ガイドラインを別途作成することとし、両方を実施することで新型コロナウイルス感染拡大の予防に当たるものとする。
- また、青少年センター科学部は事務所所在地が異なるため、本ガイドラインとは別に科学部用のガイドラインを作成し、実施することとする。
- なお、本ガイドラインの内容は、今後の神奈川県に対処方針等の変更や地域の動向を踏まえ、必要に応じて適宜改定を行うものとする。

2 青少年センター全体に共通する対応、対策

(1) 全館に共通して講じる予防措置

<施設管理者の取組>

- ・ 来場者が入室する場所ごとに感染防止対策取組書を掲示し、LINE コロナお知らせシステムによるQRコードをスマートフォン等で読み取るよう、要請する。掲示場所は次のとおり。※QRコードは（株）デンソーウェーブの登録商標です。
 - （1階）正面玄関、紅葉坂ホール
 - （2階）スタジオ HIKARI、交流スペース、演劇資料室、NPO 活動室1、NPO 活動室2、受付交流サロン
 - （3階）練習室、研修室1、研修室2、青少年資料室
 - （屋上階）エレベータホール

- ・ 高頻度に接触する個所（例：ドアノブ、階段の手すり、トイレの手すり、照明スイッチ、エレベータの操作ボタン、1階休憩コーナー（玄関から受付カウンターまで））の消毒を清掃業務受託者に依頼する。
- ・ 来場者と対応する窓口に、ビニールカーテン等、手指消毒液を設置する。
- ・ 事務室内のコピー機、FAXの操作ボタンの消毒を行う。
- ・ ホール、研修室等の部屋に応じて、適切な換気を行う。（中央監視室への連絡を含む）
- ・ 1日の業務終了後、「燃えるごみ」を貯留する袋の口を縛る等の処理を行い、翌朝に回収する清掃業務受託者の作業員の感染防止に配慮する。
- ・ トイレの個室は、蓋を閉じて水を流すように表示する。
- ・ トイレに設置してあるジェットタオルは、当分の間、使用を停止する。
- ・ トイレに並ぶ間隔を保つため入り口付近に順番待ちの目印を表示する。

(2) 玄関回り

<施設管理者の取組>

- ・ 発熱、咳、咽頭痛などの症状のある方は入館しないよう、来場者に要請する。
- ・ マスク着用を来場者に要請する。
- ・ 手指消毒液を配置し、手指消毒を来場者に要請する。
- ・ 手指消毒液が空にならないよう、適宜交換、補充する。
- ・ LINE コロナお知らせシステムによるQRコードをスマートフォン等で読み取るよう、来場者に要請する。
- ・ ソーシャルディスタンスを確保し、来場者同士が接近しないように要請する。
- ・ 入場待ちの整列の目安を表示する。

建物の内部 …石張りの床材（98cm×65cm） 1枚に1人

建物の外（庇）…石張りの床材（60cm×60cm） 1枚飛ばして並ぶ

(3) 1階休憩コーナー（玄関からホール受付カウンターまで）

<施設管理者の取組>

- ・ 木製の背もたれのある一人掛椅子は、並んで座らないように表示する。
- ・ ベージュのソファ（3人掛）は、真ん中は座らないように表示する。
- ・ 椅子の前後は、1メートルの間隔を空けて配置する。
- ・ 椅子の背もたれは、適宜、消毒する。

(4) 来場者が入場後に具合が悪くなり、感染が疑われる場合の対応

<施設管理者の取組>

- ・ マスクと手袋を着用した職員により、速やかに別室へ案内する。

- ・ 非接触式体温計で検温する。
- ・ 青少年センター内で情報を共有するとともに、保健所等へ連絡し指示を仰ぐ。

(5) 広報について

<施設管理者の取組>

- 青少年センターのウェブページ、施設内掲示等により、次について来場者向け広報を発信する。
 - ・ 発熱や風邪症状のある方、体調のすぐれない方は入館を控えていただく。
 - ・ 入館する際、マスクの着用、手指消毒を行う。
 - ・ 玄関に掲示してある感染防止対策取組書に記載された、LINE コロナお知らせシステムによるQRコードをスマートフォン等で読み取る。
 - ・ 館内ではソーシャルディスタンスを確保して行動する。

3 青少年センターに勤務する職員が講じる、職員自身の対応、対策

- 県が全職員向けに定めた「新型コロナウイルス感染症への備えと対応」を踏まえて各自が対応するが、主な事項は次のとおりである。

(1) 勤務開始前、勤務終了後の対応

- ・ 出勤前に、毎日、体温を測定して記録する。
- ・ 発熱等の風邪症状が見られるときは職場を休み外出を控える。
- ・ 通勤時にはマスクを着用する。また、咳エチケットを行う。
- ・ 「人との接触を8割減らす、10のポイント」、「『新しい生活様式』の実践例」を実践する。

(2) 勤務中の対応

- ・ こまめに手洗い、又は手指消毒を行う。
- ・ 昼食等の時間を除き、原則として勤務中もマスクを着用する。
- ・ 会議、打合せ等を開催する際は、職員間の適切な距離の確保を徹底する。

4 来場者へのお願い

<来場者ご自身で取り組んでいただくこと>

(1) 玄関

- ・ 発熱や風邪症状のある方、体調のすぐれない方は入館を遠慮するようお願いする。
- ・ 入館する際のマスクの着用、手指消毒をお願いする。
- ・ 玄関に掲示してある感染防止対策取組書に記載されている、LINE コロナお知らせシステムによるQRコードをスマートフォン等で読み取るようお願いする。

- (2) 1階休憩コーナー（玄関からホール受付カウンターまで）
- ・ 隣り合わせて座らないよう、間隔を空けて座ることを願います。
 - ・ 向かい合わせにならないように、席の工夫を願います。

(3) 館内

- ・ 館内の各部屋の入り口付近に掲示してある感染防止対策取組書の、LINE コロナお知らせシステムによるQRコードを読み取るようお願いします。
- ・ エレベータを利用する際は、密集・密接を避けるよう、少人数での利用を願います。エレベータの定員は、カゴの中に、1号機15名、2号機11名と表示されているが、当分の間次の数字を利用の目安としていただく。

（目安）1号機：5名

2号機：4名

- ・ 各所に手指消毒液が置いてあるので、適宜、消毒を願います。
- ・ トイレの入り口に並ぶ際には、間隔を保って並ぶようお願いします。
- ・ トイレを利用する際は、蓋を閉めて水を流すようお願いします。
- ・ 飛沫の飛散を防ぐため、トイレのジェットタオルは使用を止めているため、タオル・ハンカチ等の用意を願います。

(4) 納品、修理等で来場した事業者の方

- ・ 適切な感染防止措置を講じて入場するよう、願います。

5 青少年センター内の各部屋(施設)における予防措置

(1) 紅葉ヶ丘ホール、楽屋、ホワイエ、スタジオHIKARI、交流スペース、練習室、演劇資料室

添付1のとおり（ホール運営課作成）

(2) 研修室1、同2、指導者育成課事務室及び青少年資料室、出張して実施する事業

添付2のとおり（指導者育成課作成）

(3) NPO活動室1及び2、受付交流サロン、相談室及び青少年サポート課事務室、出張して実施する事業

添付3のとおり（青少年サポート課作成）

(4) 青少年センター（西区紅葉ヶ丘）で実施する科学部関係事業

添付4のとおり（科学部作成）

※ プロミティあつぎに所在する科学部に適用されるガイドライン

を別途作成

(5) 館長室、管理課・ホール運営課事務室、屋上、エレベータ及び各階トイレ
添付5のとおり（管理課作成）

(6) レストラン部門

＜施設管理者の取組＞

- ・ 各種の感染防止対策を適切に講じるよう、事業者に要請する。
- ・ 神奈川県が作成した業種別チェックリスト（飲食店等）をweb登録して発行される感染防止対策取組書を施設内に掲示し、店舗利用者がQRコードを読み取るよう案内することを、事業者に要請する。

(7) 当センターの委託業務を受託している事業者に関する感染防止策

＜施設管理者の取組＞

ア 清掃業務

- ・ 各種の感染防止対策を適切に講じるよう、清掃業務を受託した事業者
に要請する。
- ・ 特に、作業中はマスク、手袋の着用を徹底すること、また、作業を終
えて休憩・食事をする前、一日の作業を終えた後は、必ず手洗いを行う
よう自社作業員に指示することを、受託者に要請する。

イ 警備等業務

- ・ 各種の感染防止対策を適切に講じるよう、警備等業務を受託した事業
者に要請する。
- ・ 特に、庁舎内での警備業務中のマスク着用、庁舎外にあっても対人接
触を伴う場面でのマスク着用を自社警備員に指示することを、受託者に
要請する。

ウ 設備運転監視業務等

- ・ 各種の感染防止対策を適切に講じるよう、監視業務を受託した事業者
に要請する。
- ・ 特に、庁舎内で監視業務にあたる時、また、監視業務以外でも対人
接触を伴う業務に従事するときはマスクを着用することを、自社作業員
に指示することを、受託者に要請する。

5(1)神奈川県立青少年センターのホール等における 新型コロナウイルス感染症拡大予防ガイドライン

令和2年7月10日
ホール運営課

本ガイドラインは、新型コロナウイルス感染症対策の神奈川県対処方針及び新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた県の基本方針に基づき、県立青少年センターのホール、スタジオ HIKARI、練習室、交流スペース及び楽屋等付帯施設（以下「ホール等」という。）を使用する際に、施設管理者（県立青少年センター）及び公演等主催者（当該施設で公演又は催事等を主催する事業者等。稽古、リハーサルなどの利用を含む。）が実施すべき基本的な対策を整理して記載したものである。

なお、本ガイドラインの内容は、今後の神奈川県のご対処方針等の変更や地域の動向を踏まえ、必要に応じて適宜改定を行うものとする。

1 総論

(1) 感染防止のための基本的考え方

施設管理者及び公演等主催者は、ホール等の使用に当たって、施設の特徴や公演の規模、態様を十分に踏まえ、施設内及びその周辺地域において、新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、最大限の対策を講じるものとする。

特に、感染を拡大させるリスクが高いと考えられる、いわゆる「三つの密」という環境の発生を極力防止するため、徹底した取組を実施するものとする。

- ※三つの密：①密閉空間（換気の悪い密閉空間）
②密集場所（多くの人が密集している。）
③密接場面（互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声が行われる。）

(2) ホール等の定員

青少年センターでは、劇場の利用再開に当たり、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、消防法令等における入場定員に関わらず、利用人数を、ホール【403人以下（車いす席は除く。）】、スタジオ HIKARI【66人以下】、練習室【32人以下】と制限するほか、楽屋等の付帯施設も、社会的距離を考慮した利用形態とする。

(3) ホール等の一般利用開始時期

ホール等を利用する主催事業及び貸館事業の利用開始は、令和2年9月1日とする。ただし、それまでの間は、新型コロナウイルス感染症拡大予防対策の取組を進めるほか、その検証のため、主催事業の限定的使用（稽古など）に限り利用できるものとする。

2 施設管理者が行う具体的対策

(1) 施設内の各所における対応策

- 入口、ロビー、受付、ホール等
- 入口及び施設内の必要な場所に手指の消毒薬等を設置する。
 - 定期的な換気を実施する。公演の前後や休憩中、及び公演中も、公演等主催者と協議の上、適

切な換気を心がける。

- 受付テーブル、椅子の背もたれ、ドアノブ、電気のスイッチ、蛇口、階段の手すり、エレベーターのボタン等、他者と共有する物品など手が触れる場所を定期的に消毒する。

○ トイレ

- 不特定多数が接触する場所は、定期的に清掃・消毒する。
- トイレの蓋を閉めて汚物を流すよう表示する。
- トイレの混雑が想定される場合は、間隔をあけて整列するよう表示するとともに、公演主催者に対し、最低1m（できるだけ2mを目安）の間隔をあけた整列を促すことを要請する。

○ その他

- 感染が疑われる者が発生した場合を想定し、隔離できる部屋を確保する。

(2) 従事者（当該施設の管理運営に従事する者）の感染防止策

- 手洗い、うがい、マスクの着用を徹底する。
- 出勤前に自宅で検温し、体調管理を徹底する。
- 発熱や息苦しさ、強いだるさなどがある場合は、出勤を控え自宅で待機する。
- 清掃やゴミを回収する者は、マスク、手袋を着用する。
- マスクや手袋を外した後は、石鹸と流水で手を洗淨する。

(3) 周知・広報

- ホームページ・施設内掲示等により、次のことについて来場者（公演を鑑賞等するため、施設に来場する者）に対して注意喚起を行う。

- 咳エチケット、マスク着用、手洗い・手指の消毒の徹底
- 社会的距離の確保の徹底
- 下記の症状に該当する場合、来場を控えること。

発熱、咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁・鼻閉、味覚・嗅覚障害、目の痛みや結膜の充血、頭痛、関節・筋肉痛、下痢、嘔気・嘔吐

- SNS等の技術を活用した、施設利用者に対する感染発生状況等の情報提供を行うこと。

（LINEコロナお知らせシステムの導入と掲示、及び周知）

3 公演等主催者が行う対策

(1) 公演等（利用）前の対策

公演等の企画、舞台づくりや客席や受付の配置などの利用計画を作るに当たっては、「三つの密」を避ける方策など感染防止対策を考慮したものとし、施設管理者との打合せ等の際に、その利用計画のチェックを受けること。

○ 手指の消毒の徹底

- 公演等で使用する場所内に必要に応じて手指の消毒薬等を設置すること。

○ 入場制限

- 開場から開演までの時間・休憩時間の延長等
- 入場時のチケット確認（もぎり）の簡略化
- 社会的距離を考慮した入場待機列の設置
- 座席数の削減（変更した定員の順守）

- 日時や座席の指定予約による人数調整
- 大人数での来館の制限

○来場者との関係

- チケット申込み等により、来場者の氏名及び緊急連絡先の把握に努めること。
- 来場前の検温の実施、来場を控えてもらうケースがあることなどを事前に周知すること。
- 来場者から感染者が発生した場合など必要に応じて当該情報を保健所等の公的機関に提供することを事前に周知すること。

○公演等関係者（出演者及び公演等の開催に携わるスタッフ）との関係

- 氏名及び緊急連絡先を把握し、名簿を作成するとともに、必要に応じて、保健所等の公的機関に提供することを事前に周知すること。
- 本ガイドラインを踏まえた現場の対応方針を作成し、全員に周知徹底を図ること。

(2) 公演等当日の対策

○周知・広報

感染予防のため、来場者に対し以下について周知すること。

- 咳エチケット、マスク着用、手洗い・手指の消毒の徹底
- 社会的距離の確保の徹底
- 下記の症状に該当する場合、入場しないよう呼びかける。

発熱、咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁・鼻閉、味覚・嗅覚障害、目の痛みや結膜の充血、頭痛、関節・筋肉痛、下痢、嘔気・嘔吐

○来場者の入場時

- 来場者に、咳エチケット、マスク着用、手洗い・手指の消毒の徹底を呼びかけること。
- 来場者に、職員（又はスタッフ）が検温させていただくことを周知
- 以下の場合には入場しないよう要請すること。
 - ① 検温の結果、発熱があった場合
 - ② 咳・咽頭痛などの症状がある場合
 - ③ 過去2週間以内に感染が引き続き拡大している国・地域への訪問歴がある場合等
- 余裕を持った入場時間の設定、時間差での入場、入場待機列の設定等、入場時の「三密」を避ける工夫をした対応を行うこと。
- パンフレット、チラシ、アンケート等は手渡しによる配布・回収を避けること。
- 荷物預かり用ロッカーは、当面の間使用禁止とすること。
- プレゼント、差し入れ等は控えるよう呼びかけること。

○公演等会場内の感染防止策

- 定期的な消毒や換気の徹底、マスク着用など。
- 座席は来場者同士の接触感染等を防止するため、指定席にし、前後左右の間隔をあけるなどを考慮すること。
- 来場者と接触するような演出（ステージに上げる、ハイタッチなど）は行わないこと。
- 休憩時間の設定に当たっては、トイレなどの混雑緩和に努めるように考慮すること。

○公演等関係者（出演者及び公演の開催に携わるスタッフ）の感染防止策

- 各自検温を行うこととし、発熱がある場合や、下記の症状に該当する場合には自宅待機とする

こと。

咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁・鼻閉、味覚・嗅覚障害、目の痛みや結膜の充血、頭痛、関節・筋肉痛、下痢、嘔気・嘔吐

- 公演等前後の手指消毒の徹底
- 機材や備品、用具等は取扱者を定めるなど、不特定者の共有を避けること。また、使用した機材や備品、用具等は消毒して返還すること。
- 舞台上、楽屋、ホワイエ等のゴミ類は密封して全て持ち帰ること。
- 稽古、仕込み、リハーサル、撤去時においても、十分な感染防止措置を講ずること。

○当日券、物販時の対応

- 当日券販売や物販に携わる者はマスク着用と手指の消毒を徹底すること。
- 対面での販売に当たっては、ビニールパーテーションなどにより、購買者との間を遮蔽すること。
- 購買者が並ぶ場合には、社会的距離を確保した待機列を設定するとともに、必要に応じて誘導等の措置を講ずること。
- 現金の授受は、直接手が触れないよう対策をとること。
- 多くの者が触れる見本品は置かないこと。

○来場者の退場時の対応

- 余裕を持った退場時間を設定し、時間差での退場などの工夫を行うこと。
- 出演者の出待ちや面会等は行わないこと。

4 感染が疑われる者が発生した場合の対応

- 感染が疑われる者が発生した場合、施設管理者と公演等主催者は、協力して対応すること。
- 感染が疑われる者は、速やかに別室へ案内する。
- 対応するスタッフは、マスクや手袋の着用を徹底すること。
- 速やかに、医療機関及び保健所へ連絡し、指示を受けること。
- 他の来場者に説明を行うとともに、保健所等の指導により、必要に応じて、名簿等の作成を公演等主催者に指示する。
- 保健所等の公的機関による聞き取りに協力し、必要な情報提供を行うこと。